

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成27年6月26日(金) 開会時間 午前10時02分  
閉会時間 午後2時09分

場所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 杉山 肇  
副委員長 清水 喜美男  
委員 中村 正則 望月 勝 鈴木 幹夫 猪股 尚彦  
飯島 修 望月 利樹 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 大野 昌仁 県土整備部理事 中嶋 晴彦  
県土整備部次長 古屋 金正 県土整備部技監 大久保 勝徳  
県土整備部技監 内田 稔邦 総括技術審査監 松永 久士  
県土整備総務課長 清水 正 美しい県土づくり推進室長 長田 泉  
建設業対策室長 笹本 清 用地課長 渡邊 仁 技術管理課長 藤森 克也  
道路整備課長 丹澤 彦一 高速道路推進課長 乙守 和人  
道路管理課長 高井 達也 治水課長 水上 文明 砂防課長 保坂 秀人  
都市計画課長 望月 一良 下水道室長 山下 雄康  
建築住宅課長 渡井 攻 営繕課長 笠井 英俊

議題 (付託案件)

- 第63号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの  
第68号 平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこととし、午前10時02分から午後2時09分まで県土整備部関係の審査を行った。(午前11時40分から午後1時02分まで休憩をはさんだ。)  
森林環境部関係については、6月29日に審査を行うことになった。

主な質疑等 県土整備部関係

- 第63号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

(災害時避難路通行確保対策事業費補助金について)

望月勝委員 災害時の通行確保対策事業費の避難路は非常に重要かつ、また不可欠なものでございます。市

町村が緊急輸送道路等を指定していると聞いておりますが、幾つの市町村がこれを指定しているのか。

渡井建築住宅課長 早川町、鳴沢村を除く25市町村で避難路を指定しております。ただし早川町、鳴沢村におきましては、該当する建築物がないことから、結果としまして県下、全市町村で対応しているという状況でございます。

望月勝委員 この予算は、避難路を塞ぐ可能性のある建築物への助成制度のことだと思いますが、避難路を塞ぐ可能性があるとは、具体的にどういうものを指すのか。また該当する建築物の所有者は何をしなければならないのか。そして、所有者に対して法的な根拠があるのか。

渡井建築住宅課長 まず対象となる建築物につきましては、昭和56年5月31日以前に着工されました建物が対象になります。また、その中で市町村が指定した避難路沿いにある建物が、前面道路の2分の1を塞ぐ可能性がある、そういうところが対象になります。

今回、耐震改修促進法が25年に改正されまして、その該当する建物は市町村が指定する期間までに診断を行って、その旨を報告しなければならないということになっており、本県におきましては本年度内に、その行為が行われます。また、その報告は、所管行政庁である県または甲府市のほうに提出していただくことになっております。

望月勝委員 報告義務があるということですが、所有者が撤去しない場合に、県としては、法的な根拠の指導体制がとれるのか。

渡井建築住宅課長 耐震性を確保するということになりますので、撤去することもあります。基本的には補強という形になります。診断して報告するのは義務行為になりますけれども、改修等を行うことにつきましては努力義務の規定になっております。

望月勝委員 法的には強制的なものはあまりなく、協力してくれということですが、市町村と協力して、避難路の沿線上の建築物の耐震化を進めることが重要であると思います。その中で該当する建築物の所有者へは、どのような方法で周知し、耐震化を進めていくのか。

渡井建築住宅課長 まずは周知することが極めて重要であると認識しております。このため、市町村を通じ、文書による通知または個別訪問を行いまして、全該当する建物につきまして、お知らせを図っております。また、今後とも説明会あるいは個別訪問、文書による通知等を繰り返しながら耐震診断、それから報告の義務、また県が創設する助成制度等についてもお知らせしながら耐震化を進めてまいりたいと考えております。

#### (甲府城周辺地域の活性化計画策定事業費について)

望月勝委員 甲府駅北口、南口の再整備と連携し、今回策定する計画が甲府市中心市街地のにぎわいの創出に寄与するものと大いに期待するものでありますが、計画の対象は、どのような範囲を想定しているのか。また、どのような計画を策定するのか。

現在、県庁前の平和通りのアーケードを取っておりますが、そのようなことを含めながらお伺いします。

望月都市計画課長 まず今回策定する計画の範囲でございますけれども、隣にあります舞鶴城公園、甲府城から岡島百貨店ぐらいまでの範囲を考えております。ですから、県庁敷地よりも東側のエリアということを想定しております。

どのような計画を策定するかという御質問がございましたけれども、甲府城の南側に今、県民会館、甲府税務署、それから甲府市の所有する社会教育センターという公共施設がございますが、これら全て廃止になりまして、公共施設の跡地という形になります。こういった跡地を活用しまして、甲府市中心市街地のにぎわい創出につながるような計画づくりを目指したいと考えております。

す。

平和通りのアーケードの撤去のお話でしたが、甲府駅の南口の再整備、それから平和通りの再整備、そしてこの県庁敷地のリニューアル、そして今回策定しようとする甲府城周辺地域。これらは平成23年度に策定いたしました甲府駅南口周辺地域修景計画の範囲に入っているということで、修景計画に基づいた、それぞれの計画を進めるということを考えております。

望月勝委員 今、東側から順に、この平和通り西側に向かって、周辺の整備計画を進めるということでございますが、この事業費の2分の1は、地元、甲府市が負担するということも聞いております。市との連携の中で、どのような計画を市と県との中で策定をしていくのかお伺いします。

望月都市計画課長 計画の策定は県市の共同作業で進めます。具体的には県市の関係各課によりまず調整会議を設置したいと考えております。また、学識経験者、甲府商工会議所などの関係団体や地域の代表者から成る検討委員会を設置しまして、意見を聞きながら鋭意計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

望月勝委員 先ほどの説明の中で、県民会館等は、今年度取り壊される聞いておりますが、跡地の整備を含めた今後のスケジュール、市街地活性化の中の市街地のそうした対応をどのように考えて計画をしているのか。

望月都市計画課長 まず今年度、整備イメージや実現方策を示した基本計画を策定したいと考えております。来年度は事業の実施に向け計画を具体化していく予定でございます。今お話にありました公共施設跡地につきましては、なるべく早期の工事着手を目指して計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

**(地滑り対策、急傾斜地の砂防事業対策事業について)**

望月勝委員 県内、特に峡南地域は山間地が多いわけですが、大型台風の増加や、局地的な豪雨等が頻発する中で、県下全域においてもそうでございますが、県内でも雨量の多い峡南地域の土石流災害についてお伺いします。

峡南地域における土砂災害のおそれのある区域が、どのくらいあるのか。また、県下における施設整備にどのような取り組みを計画しているのか。

保坂砂防課長 南巨摩地区、富士川町、早川町、身延町、南部町におきましては、土砂災害の危険の箇所、土砂災害の警戒区域については1,486カ所指定しております。このうち、本補正予算におきましては21カ所、当初予算と合わせて41カ所、実施する予定であります。これまでには273カ所に着手させていただきまして、事業を進めさせていただいている状況であります。

望月勝委員 南巨摩で21カ所を今年度やりたいということで、全体は41カ所ですか。あと県内全体を見たとき、土地災害への対策としてハード面の対策、着実に県でも進めていただいておりますが、その中で昨年の広島県の土石流災害の被災状況を見たときに、ハード面ばかりじゃなくて、ソフト面も対策が必要ではないかと思うんですが、住民への周知などのソフト対策については、緊急時に県ではどのような対策をとっているのか。

保坂砂防課長 土砂災害に対するソフト対策につきまして、住民への周知などのソフト対策につきましては、土砂災害に警戒区域に関する情報を県のホームページ等で公開するとともに、警戒区域や避難路、避難先の情報が記載された土砂災害ハザードマップ、これを市町村より住民へ配布していただき、周知に努めさせていただいている状況でございます。

また、土砂災害の危険性が高まった折には、市町村が行う避難勧告や自主避難の目安となる土砂災害警戒情報を気象庁、甲府气象台と共同で発表するとともに、インターネットや携帯メール等で提供している状況でございます。さらに、土砂災害防止月間などにおきましては、講習会、

防災訓練を通じて、県民の方々に土砂災害に対する防災知識の向上に努めているような状況でございます。

望月勝委員 避難路が土砂災害で通行不可になった場合、防災ヘリ等の発動をお願いする状況もあると思うんですが、その辺の市町村との連絡はどのようにとっているのか、お伺いします。

保坂砂防課長 防災ヘリ等のことについて、ちょっと所管が違いますけれども、土砂災害が迫った場合に、例えば夜の場合とか、急に降ってきて皆さん出れない場合、そういう場合には、最近そういった避難関係のガイドラインに示されているのは、とにかく屋内の中で、例えば安全なところ、2階の山から離れたところとか、そういうところに避難してもらおう。また、自分のうちの近くに土石流に対して大丈夫なような堅固のような、そういう建物があれば、そこに一時的に避難していただくような方向をとっていただくということが記されています。

#### (公共事業の箇所表について)

飯島委員 仕事のやり方というか、姿勢というか、そんなことでお伺いしたいと思います。議会中に私どもにいろいろな説明書が事前に配付されて、課別説明書もそうでありますけれども、きょうここに来たら、課別説明書資料として公共事業予定の箇所表というのが配付されていますね。これは何のために配付されているわけですか。

清水県土整備総務課長 公共事業の予定箇所表でございますけれども、説明は課別説明書でさせていただいておりますが、この中には事業費が出ておりますけれども、個別の箇所については出てございませんので、審議の参考にしていただくために、主なものを箇所表ということで御提示をさせていただいております。

飯島委員 最初に、部長もこれは課別の補足だということもおっしゃったので、それはわかりました。例えば、この公共の2ページ、緊急道路整備改築費、25億何がしというのは、この課別でいくと、県土の5ページの緊急道路、これに合致するということですね。その詳細があるということなので、さらにブレークダウンしたというか、説明のとおり参考にするということであると、課別説明書と一緒に配付しないと意味がないと思うんです。どのような理由で課別説明書と別々に配られて、こういう時期に配られるのか、説明してください。

清水県土整備総務課長 これはあくまでも課別説明書の補足ということで、過去のいずれかの時期から、こういうものが形式的になったと思います。課別説明書は必須のもので、こちらの資料についてはスケジュールに間に合うようにきっちりやるんですけども、これまで箇所表につきましては、委員会当日に提出というスケジュールでやっておりましたものですから、それに間に合うように作業を進めたということでございまして、これまでのやり方としては委員会当日にお渡しするという御理解をいただいているところでございます。

飯島委員 今まで今までのやり方で流れてきたと思いますけれども、皆さん方、よく御審議のほどよろしくお願ひしますっておっしゃるじゃないですか。精度の高い審議をやるのだったら、これも一緒に出してもらわないと、よりレベルの高い議論はできないと思うんです。だから、時間がかかるとか、どこが所管で作成するのか知りませんが、この詳細から課別がつけられると認識していますから、この課別が出ているときには、同時期にできて不思議じゃないと思っているので、課別説明書と公共事業の予定箇所表を同時に配付してもらいたいと思いますけれども、御所見をお願いします。

清水県土整備総務課長 公共事業につきましては、県土整備部以外にも森林環境部、農政部で行っておりまして、同じような取り扱いで今までやっておりますので、それらの部とも相談をさせていただきながら、次回からにつきましては検討させていただきたいと思ひます。

飯島委員

もちろん森林環境部はこちらの所管ですから、私、言うつもりです。もっと言うと、この件に関しては、フォーラム未来・無所属クラブで、まずおかしいという話が湧き上がったんですが、自民党・県民クラブの代表にも、山親会の代表にも、チームやまなしの代表にも話して、そのとおりだと言われているんです。そのことをちゃんと頭に入れてやっていただきたいと思います。

**(やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金について)**

課別の県土の3ページについてであります。建設産業の新分野への取り組みに対して助成する、マル新ということでもありますけれども、これまでも建設業者が異業種とか新分野へ進出する際には補助を行ったと思うんですが、その事業と今回の予算計上した事業との違いはどこにありますか。

笹本建設業対策室長 従前は建設業新分野進出支援事業費という名称で、平成20年から補助させていただいております。従前の補助金の中では、新分野進出のための計画とかプランニングも対象としておりました。当時のものはプランニングと、あと事業立ち上げのための設備等の導入に対して補助してまいりました。今回新たにマル新としまして、やまなし建設業経営多角化支援事業費補助金ということで組み立て直しをしまして、御審議をお願いしているところです。

今回につきましては、まず基本の経営多角化のための初期投資、これは対象としております。先ほどのプランニング型の事業計画をつくるとか、ソフトの部分は外しております。

従前の補助金については雇用拡大について特にたがをはめておりませんでしたけれども、今回の補助金につきましては、経営多角化に資するものであって雇用拡大につながるものを対象にしていこうという考えでございます。

飯島委員

県内の建設業界、新分野への進出という取り組みへの補助というのは悪いことではないと思いますが、この手の事業というのは、やりっ放しみたいなのが傾向としてあってはいけないと思います。それでは、これまでの事業の実績、どういう分野へ何社が進出したか。その後、企業ですら、いろいろな経済環境があったりして、その企業が途中でやめる場合もありますよね。そういう後のモニタリングはしているんですか。しているとしたら、その状況をわかる範囲で教えてください。

笹本建設業対策室長 過去の補助事業の実績フォローについての御質問でございますが、従前の補助金につきましては平成20年から平成26年まで補助を続けてまいりました。事業の立ち上げ型につきましては82件を補助対象としてまいりました。この中で進出業種とすれば、農林業で25件、太陽光発電で17件、介護福祉関係で8件、あと小売業で7件、飲食で4件等々の進出先となっております。

また、補助した後の状況につきましては、5年間、状況報告をいただくような形をお願いしております。報告の中では、例えば雇用者数ですと、新規に正規に雇用した者、正社員で68名、あるいはパートで117名等々の結果が出ております。

飯島委員

やりっ放しではなく、そういう問題点をしっかり続けていただきたいと思います。

最後に、建設業は東北の復興事業とか、来るオリンピック景気で人手不足が生じているとよく耳にするんですけれども、そういう時期にこういう事業を実施しても、手を挙げる企業はなかなかないと思うんですが、その辺の見込みはどのように考えているのか。

笹本建設業対策室長 今回の補助金につきましては、昨年はプランニング型を含めて12件を予定しておりましたけれども、今年度につきましては補助率2分の1で限度額200万円ということで、3件の補助を見込んでおります。

今回、骨格予算ということでありましたので、ここで新規事業ということで御審議をお願いしておりますけれども、この補助金についての問い合わせも来ているところでございます。よって3件については、こなせるものと考えております。

(社会資本整備重点計画策定費について)

安本委員 執行部から補正予算について説明いただきましたけど、内容について詳しくお伺いをしたいと思います。初めに県土の2ページ、マル臨の社会資本整備重点計画策定費470万円についてです。この計画の名前ですけれども、社会資本整備重点計画とついています。一般的に言うと社会資本は非常に幅が広いんですが、この計画で定義しているというか、捉えている社会資本というのはどういうものを含んでいるのか、お伺いをします。

清水県土整備総務課長 この計画における社会資本整備に関する事業ということで、お答えさせていただきます。この計画では公共3部、県土整備部、それから森林環境部、農政部における社会資本整備に関する事業を対象としておりまして、具体的には道路、治水、治山、砂防、造林、生活排水処理、公園、住宅といったような事業を対象としております。

安本委員 そういうものについて、行政改革等推進費というもので、行政改革関連もあったと思いますけれども、先ほども若干説明ありましたが、この計画の目的、策定趣旨をもう1回改めて計画期間を含めてお伺いをします。

清水県土整備総務課長 計画の趣旨、目的としましては、限られた財源の中で重点的に取り組むべき本県社会資本整備の方向性を示すものということでございまして、第2次の計画が昨年度終了したことに加えまして、新たな課題が生じるなど、本県社会資本をめぐる状況が変化してきたということを踏まえまして、第3次の計画を策定することといたしております。

なお、位置づけとしましては、現在策定中の県総合計画ですとか、県強靱化計画の下位計画となっております。

計画期間は平成27年から31年までの5年間となっております。中長期的には平成39年のリニア開業を見据えた中で、東京オリンピック・パラリンピックの開催までに整備すべき社会資本の全体図を明らかにするということでございます。

安本委員 ちょっと調べてみましたら、国でも社会資本整備重点法というのがありまして、これに基づいて国土交通省、農林水産省も社会資本整備重点計画を定めているようで、第3次ということになっています。ちょっと時期的にもどうなのかなと思ってるんですけど、この国の計画との整合性を保たなきゃいけないとか、そういったようなことはあるんでしょうか。

清水県土整備総務課長 国の社会資本整備重点計画との関連性でございますが、直接の関連性はございませんが、国土交通省でも今年度の新たな計画を策定する予定と伺っておりますので、随時情報を得る中で、参考になる部分があれば取り入れてまいりたいと考えています。

安本委員 計画の目的とか趣旨についてはわかりました。新しい計画をつくられる前に第2次計画が昨年度まで7年間だったと聞いておりますけれども、その結果、進捗状況についてはどうだったのか、お伺いをします。

清水県土整備総務課長 第2次の計画につきましては、43の評価指標を設定しまして、重点目標の進捗状況を管理してまいりました。その結果、平成26年度末の進捗状況ですが、現在、若干精査中のものもございまして、現時点で43項目中、達成済みが36項目、おおむね達成が6項目、おくれが生じているものが1項目となっております。全体的にはおおむね目標を達成できたものと考えております。

安本委員 前計画が平成26年度だから、それはどういったものを重点として取り組んでこられたのか。個々の事業を、43とおっしゃられましたので、全部というわけにはいかないと思いますが、重点分野みたいなものを決められていましたら、お伺いをしたいと思います。

清水県土整備総務課長 前回の計画では4つの重点分野を定めております。主な項目としまして、安心・安全、

暮らし・環境、3つ目が地域経済の活性化、それから4つ目は交流。こういったテーマを重点分野としまして事業を実施してまいったところでございます。

安本委員 進捗状況の報告いただいて、43の中でおくれが生じているということが1つありましたけれども、具体的にはそれは何ですか。

清水県土整備総務課長 木造住宅の耐震改修支援戸数ということで、これが達成率が約50%となっております。内容的には耐震改修工事を実施した個人に補助した市町村に対して県が補助を行った戸数ということになっております。

安本委員 木造住宅の耐震改修の支援戸数について目標達成におくれがあったということで、50%ということですけど、これまた別の事業がありますので、そちらでお伺いをしたいと思います。

さて、今度、第3次計画ということで、先ほど早期に対処しなければならない新たな課題というような御説明もいただきました。社会資本をめぐる状況が大きく変化していると、こういうこともあると思いますけれども、主にこの新しい計画では、どういったことを重点として計画策定をされようとしているのか、お伺いをします。

清水県土整備総務課長 新たな課題といたしまして、東日本大震災の教訓を踏まえた、より災害に強い県土づくり、富士山の噴火対策の強化、社会資本の老朽化対策、それからリニア中央新幹線の開業を契機とした県内全域にわたる活力の創出と、これらの課題がございますので、これらを十分に踏まえた中で重点分野の設定を行ってまいると考えています。

安本委員 その重点項目を伺うと、県土整備部だけでつくれるようなものではない。先ほども森林環境部とか農政部の話もありましたけれども、検討委員会というのはどのような形で考えられているのでしょうか。

清水県土整備総務課長 外部の検討委員会による検討も予定をしております、メンバーとしましては学識経験者、全員大学の先生ですが、6名の委員により御審議をいただくということにしております。山梨県公共事業評価委員会という委員会がございますけど、その中に小委員会を設置するような形で考えております。

安本委員 策定のスケジュールはどうなっていますか。

清水県土整備総務課長 この庁内検討、それから外部委員による審議、パブリックコメント等を経まして、12月の策定を予定しております。

安本委員 全体を伺っていく中で、県も総合計画の暫定版を出しました。それから国土強靱化計画の山梨県版、これも同時に進められ、私も素案見せていただきましたけれども、非常に分厚い内容で、たくさんものが網羅されていて、この国土強靱化計画、知事政策局で取りまとめをしていると思いますけれども。この社会資本の整備の重点計画も、下位計画とはいっても、その中にしっかりと位置づけられて、どちらが先になるということになるかもしれませんが、しっかりとこちらで社会整備の重点計画をたたいていただいて、それが県の総合計画、国土強靱化計画の中にきちんとした形で入るように、そして実効性のあるような計画にしていきたい。それをお願いして、これは要望ですけれども、次の質問に移らせていただきたいと思います。

#### (建築物耐震改修促進計画策定費について)

今、社会資本の重点整備の計画の中で2期、昨年度までの計画の中でおくれが生じていたりということで、住宅の耐震改修というのがありましたけれども、今回、県土の27ページのマル臨、建築物耐震改修促進計画策定費で231万4,000円が計上されています。私も43指標の中で見せていただきましたけど、確かに唯一Cランク。進捗率が80%までいかないというCランク

という評価づけがされておりましたので心配をしています。先ほど説明ありましたとおり、県で支援事業を実施した戸数の指標ということでしたけれども、本計画、これまでの計画は耐震化率が目標になっていたと承知をしています。現行計画、今年度末まで、平成17年度から27年までの10年間だったと思うんですけれども、進捗状況について当初の山梨県の平成17年度末の耐震化率、それから目標をどう設定されて、どういうふうになっているのか。これはパーセント、耐震化率だと思えますけれども、お伺いをします。

渡井建築住宅課長 現在の耐震改修促進計画に位置づけられておりますのが、平成17年度の住宅の耐震化率、これは72.3%でございました。これを今年度末、10年後の本年度末をもちまして90%にしたいという目標を掲げましたが、直近の昨年度末の耐震化率は推計で82.7%であり、目標の達成までには、まだ7ポイント不足している状況でございます。

安本委員 現計画の中に特定建築物というのもあったと思うんですけれども、県有の建築物についても私は非常に心配して、これは本当に県の責任でやっていかなければいけない部分だと思えます。そちらのほうはどうだったんでしょうか。

渡井建築住宅課長 県有建築物、いわゆる特定建築物の中に県のものも入っていますし、また民間のものも入っております。その特定建築物につきましては、同じく目標は90%に設定しております。基本的にそこらは昨年度末をもちまして89%台ですので、基本的には達成可能と捉えております。

安本委員 目標はクリアしても90%ということですので、あと10%も頑張ってくださいと思います。住宅耐震化については、東日本大震災を経まして、私も何度も議会の場でも伺ってきましたし、別途勉強会等も持たせていただきました。私は、Cランク、目標は達成していないということですが、県として、いろいろな助成制度設けられて、チラシも見ましたし、市町村にも説明されていまして、市町村どこか自治会まで出向いて説明されていまして、また、市町村の担当者と一緒に1軒1軒訪問されているのもテレビで報道されておまして、頑張ってくださいということの評価をしたいと思います。相手があって、お金のかかることですので、もともと山梨県の耐震化率、10年前の72.3%からスタートしている。大変な戸数で耐震化進んだと思って、努力は評価したいと思いますけれども、県民の命にかかわることですので、しっかり周知、啓蒙していただいて進めていかなきゃいけないと、気持ちを新たに新しい計画で取り組んでいただきたいと思いますところですが、次の計画策定について、今期の計画の検討を行ってと御説明されましたけれども、どのように進められようとしているのか、お伺いをします。

渡井建築住宅課長 住宅の耐震化率の向上を図りますことは防災まちづくり、安全で安心なまちづくりを進める上で極めて重要な施策だと認識しております。このため、策定費の予算成立後は速やかに委託にかけ、その委託の中で民間の所有者、特定建築物を含めましてアンケート調査をかける、また、市町村の意見も聞きながら策定したいということ、また目標値の設定に当たりましては、国の動向、他県の状況等も鑑みながら、本県に見合った施策として計画を策定していく予定でおります。

安本委員 耐震化率の目標も設定されるんですか。今なかなかお答えづらいのもあるかもしれませんが、国の状況を見ながら、今お考えがあればお伺いをしたいと思います。

渡井建築住宅課長 国は平成20年の住宅の耐震化率、全国平均が79%であったものを改定いたしまして、平成32年、目標率を95%に設定しております。本県におきましては、平成20年に全国平均よりも5ポイント下がった74%という実情もございまして、設定に当たりましては、他県の状況、全国的な動き、そういったものも絡み合わせて検討していくんですが、まずは市町村との連携を図る中で施策を進めていきたいと考えております。

安本委員 県だけでできるものではないので、しっかり市町村と連携とっていただきたい。市町村の意見も聞きながらということですが、進めていくためには、市町村にも計画策定をしっかりと県

から指導していただきたいと思いますが、市町村は、こういった計画は立てているんですか。

渡井建築住宅課長 耐震改修促進法につきましては、県の計画は法定計画になっておりますが、市町村の計画は任意であり、努力規定になっております。しかしながら本県におきましては、全市町村が耐震改修促進計画を立てているということで、今までも市町村と連携を図りながら協議を進めておりましたが、今後も県のこの策定、延伸ですね。見直しを含めながら、市町村に対しまして、その延長を要請して、一体となって取り組んでいく予定であります。

安本委員 この計画は、先ほどもありました社会資本の重点化計画の中でも位置づけられていたり、防災の計画の中でも当然入ってくるものだと思いますので、いろいろなところから市町村の計画策定を促していただきたいと思います。

もう一つ、今、空き家対策、空き家がふえているということが課題になってはいますが、このパーセントには空き家は入っていないという認識でいいですか。

渡井建築住宅課長 耐震化率の算定に当たりまして、空き家は対象外としております。また、参考までに申し上げますと、木造住宅の耐震化につきましても、市町村事業ではありますが、居住している住宅に対しての支援となっております。ただし、今回6月補正でありました設計委託、いわゆる避難路沿道建築物につきましては、目的が道路を閉塞することを防ぐことにありますので、そこは空き家の部分も対象になるという考えであります。

安本委員 実効性のある計画になることを期待して質問を終わります。ありがとうございました。

#### (建設リサイクル推進計画について)

清水副委員長 これだけ地球環境が大いに荒れている、今も盛んに大災害が発生しておりますけれども、循環型社会をいかに構築するかというのが近々の課題だと思うんですね。それで、県土4ページの建設リサイクル推進計画、こういうものは極めて重要で、まさに建設リサイクルに限らず、食品とか、いろいろなもののリサイクルがいかに徹底するかというのが一番ポイントだと思うんです。

今回、この建設リサイクルの推進計画について、どんな内容をどんな計画かというのを、御説明をいただきたいと思います。

藤森技術管理課長 この計画につきましては、公共工事は従来から非常に大量の建設副産物が出ており対策を進めているんですけど、平成12年になって建設リサイクル法ができました。これは循環型社会を構築するというので、循環型社会の基本の法律とともにできたものでございます。この法律に伴いまして、国ではリサイクルをより進めるため、民間も含めてリサイクルを進めるために、リサイクル推進計画をつくり取り組んでおります。

山梨県におきましても、平成15年に、山梨県建設リサイクル推進計画が策定され、平成23年には第2次の計画となる建設リサイクル推進計画の2011を策定して、リサイクルの施策を推進しているところです。

今回、予算を計上しているのは、現計画は今年度が最終年でございますので、次期、第3次計画をつくるということで、来年度を初年度とする5カ年計画をつくる。今の課題は、今後インフラの更新期、耐用年数を含めて更新期を迎えたものもありまして、建設廃棄物が、これから増大するということもありますので、そういった課題も含める中で建設リサイクルの一層の促進に向けて新しい計画をつくっていくというものでございます。

清水副委員長 予算が300万円ということで、非常に少ないと思ったんですけども、これは計画の作成ということでしょうか。それにかかわる費用ということですか。

藤森技術管理課長 これは計画の策定に当たりまして、種々のデータを整理するということがございまして、それを委託する300万円でございます。

(補正予算における重点投資枠について)

望月利樹委員 今回、予算委員会がないということで、この委員会の活発の議論を期待しながら、私も質問をさせていただきたいと考えております。

最初に、知事の開会の説明にもあり、先ほど部長からもありました、補正予算における重点枠について、63号議案全体のスキームの中で聞かせてください。厳しい財政状況の中、公共事業や県単独公共事業が事業費を抑制して、あれもこれもから、あれかこれかというふうに絞っていかなくちゃならない中で、東京オリンピック・パラリンピック、リニア中央新幹線の開通を見据えた集中的な整備が必要になってくる、その事業に対する重点投資枠ということで理解をしております。この重点投資枠について、具体的な箇所、具体的な部分を、もう少しお聞かせいただけないでしょうか。

清水県土整備総務課長 重点投資枠でございますが、箇所数でいきますと9カ所、金額では17億2,000万円余を計上しております。具体的な箇所ですが、お手元にお配りしております配付資料の2ページ、A3のカラーの資料になります。

この中では4つの重点を設定しておりますが、その中に重点投資枠も位置づけておまして、この表でお示したピンクの枠内に示した事業が、その対象となっております。

まず、オリンピックの関連事業としまして、都市計画道路、甲府駅前線ほか1路線で、甲府駅南口を県の玄関口にふさわしい機能や町並みに整えるために、甲府駅南口中央広場の建設工事などを実施してまいります。

次に、リニア新駅や周辺整備に伴う排水対策としまして、中央市及び甲府市の鎌田川の河川改修を実施してまいります。

次に、東京オリンピックの開催に向けまして、広域交流や交通渋滞緩和を目的としまして、ここに掲げてございますように、山梨市の国道140号、西関東連絡道路の改良ですとか、甲府市の国道411号、城東 期バイパスの交差点改良に加えまして、今後新設されますスマートインターチェンジ等の関連事業では、笛吹八代スマートインターチェンジや富士吉田北スマートインターチェンジ関連の道路改良、それから中部横断自動車道の中富インターチェンジや身延山インターチェンジ関連の道路改良などに取り組むこととしております。

望月利樹委員 個性豊かな産業創出、災害に強い県土、魅力あふれる景観・環境、利便性の高い交通網、本当に山梨県においては喫緊の課題、重点投資枠をしっかりと、この目的に沿ってやっていただきたいなと思うんですが、この投資枠の計画等の位置づけ的な部分、全体的な位置づけ、どの辺のところかというふうな組み込まれていくのかという部分がありましたら教えてください。

清水県土整備総務課長 これらにつきましては、第3次の社会資本整備重点計画、これに主に位置づけされているということでございます。

望月利樹委員 第3次社会資本整備重点計画、先ほど安本委員から質問があった流れで、限られた財源の中で、効率的に社会資本整備を実現するために選択と重点ということで計画策定の趣旨があると思うんですが、この利便性の高い交通網の整備の中で、私の峡南地域、南巨摩で、中部横断道があるんですが、そのインターチェンジ、地域活性化インターの身延山インターチェンジ、また中富インターチェンジが含まれていると思うんですが、その辺のところをしっかりとやっていくという認識でいいでしょうか。

丹澤道路整備課長 ただいま総務課長から説明しましたとおり、中富インターチェンジ関連、身延山インターチェンジ関連、双方とも、この重点投資枠の中に計上いたしまして、それぞれ中部横断自動車道の本線の供用に間に合わせるように工事を進めていくということで、所要額を計上させていただいております。

望月利樹委員 平成29年度の供用に向けて、みんなで力を合わせてやってほしいと考えております。それで、今の質問の流れで、この重点投資枠の財源、重点配分の部分から、先ほどありました

第3次山梨県社会資本整備重点計画について、もう少し詳しく教えてほしいと思います。実は、この重点計画進捗状況ということで、昨年7月15日付の古いホームページの資料を持っているんですが、この中で緊急輸送道路の改良率という部分が、まだB、88%、当時がありました。それが今回Aランクになってきたということで、また生活排水クリーン処理率とか、先ほど安本委員の質問からあった、まだ達成されていない木造住宅耐震改修支援戸数という、これだけ残っているということですが、この当時は5カ所、まだ達成されていないということで、ここに来て、あと1カ所ということで、非常に努力して、その進捗状況を達成されたということですが、山梨県総合計画及び強靱化計画の下位計画ということで今回、その社会資本整備重点計画が出たんですが、前は安全・安心、暮らし・環境、地域経済の活性化、交流ということで4つの柱に重点的に柱をつくってやってきて、今回の第3次計画においては、若干変わってきているということですが、どういうふうに変わってきているのかお聞かせください。

清水県土整備総務課長 重点分野としまして、第2次計画では4つの重点分野を設定しておりました。まだ検討中でございますが、今回、重点分野としては3つの分野を想定しております、1つは安全・安心な基盤づくりを進めるための防災・減災分野、2つ目が活力ある地域づくりを進めるための活力分野、それから3つ目が快適な環境を創造するための暮らし分野。この3つの分野を今のところ考えているところでございます。

望月利樹委員 しっかりと整備して重点計画をつくっていただければと思っております。

#### (建設リサイクル推進計画策定費について)

県土の4ページ、建設リサイクル推進計画策定費について伺います。先ほども清水委員からも質問があったとおりでございますが、天然資源が極めて少ない我が国の持続可能な発展を続けていくための3Rということで、国の循環型社会を形成していくというスタンスの中で、環境基本法にのっとり、建設リサイクル法が下部の法律にあって、それで県に落ちてきていると思えますが、これまでの取り組みも含めて、もう少し詳しく説明をいただければと思っております。

藤森技術管理課長 公共工事からは大量の副産物が出ております。例えばアスファルト塊、コンクリート塊、あるいは木材、あるいは建設発生土といった、いろいろな種類の建設資材が出ております。従来から建設リサイクルの促進を進めているところでございます。ただ、現在の推進計画を進めているんですけど、やはり再資源化できるものが全てではないということがございますので、より一層リサイクルの促進を進める必要があるということで、今回の計画を策定するというところでございます。

望月利樹委員 建設リサイクル法の適用を当然受けているんですが、どうしても建設副産物、いわゆる廃棄物ということで、それ以外に廃棄物処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法ですね。廃棄物処理法にも適用されると考えておりますが、2つのその法案を踏まえて、どのような適正処理を考えていらっしゃいますか。

藤森技術管理課長 建設副産物の中には再生資源と廃棄物に分けられます。再生資源の中には、建設発生土のように、そのまま原材料となるもの、あるいは、コンクリート塊のように、加工して原材料等利用できるものがあります。建設副産物は、できるだけ再資源化をしようとやっておりまして、これは建設リサイクル法に基づいて、建設現場で建設資材を分別、解体し、再資源化の促進を図っておるんですけど、どうしても廃棄物になってしまうものにつきましては、廃棄物処理法を踏まえて、許可を受けた収集運搬業者、あるいは処理業者というものをお願いをして、適正に処理を進めているという流れになっております。

望月利樹委員 前回の計画、山梨県リサイクル推進計画2011が平成23年度から今年度までということで説明をいただきました。建設廃棄物の排出状況とかリサイクルの実績について数字的にあると思うんですが、これを踏まえて、新しい計画について、どのように計画を立てていくのか教えてく

ださい。

藤森技術管理課長 現在の計画におきましては、建設副産物の対象は建設廃棄物と建設発生土としております。建設廃棄物はアスファルト塊、コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物に分類されます。平成24年度に実施しました建設副産物実態調査によりますと、県内においてアスファルト塊の排出量は約20万トン、コンクリート塊の排出量は約30万トンであり、どちらも再資源化率は99.9%となっております。これは目標の99%を達成しております。建設発生木材の排出量は約4万トンであり、再資源化・縮減率は99.5%となり、目標の95%を達成しております。

一方、建設汚泥の排出量は1万8,000立米であり、再資源化・縮減率は87.6%であり、目標の93%を下回っております。同様に、建設混合廃棄物の排出量も9,700トンであり、目標排出量の7,700トンを上回っております。

こうしたものを踏まえまして、今回策定する新しい計画は、こうしたリサイクル目標の達成状況を踏まえまして、建設リサイクル推進上の課題を整理して、計画の基本的方針や目標を検討して、計画期間に重点的に取り組む施策等を検討してまいりたいと考えております。

望月利樹委員 非常に高いリサイクル率を維持していただいて、目標を達成されている。ただし、建設汚泥については87.6%、混合廃棄物についても、道半ばということではありますが、やっぱりリサイクルする技術も大事だと思うんです。そのリサイクルの質の観点に関する取り組みを強化していくべきではないか。いわゆる発生抑制という部分ですね。そこについて強化していくべきだと思いますが、その辺の部分の取り組み、御所見について伺いたいと思います。

藤森技術管理課長 まず発生抑制が非常に重要ということは理解しております。これにつきましては、各インフラの耐用年数を上回って、いよいよどうするかということもありますが、長寿命化計画等により、より長い期間、ライフサイクルコストを低減し対策を考えながらやるような取り組みを進めております。こうしたことが建設廃棄物の縮減につながっていくものと考えております。

あと、目標を達成していないものの廃棄物のうち、建設混合廃棄物というものにつきましては、民間建築物の解体工事の増大が非常に影響していると思います。こうしたものは、現場で分別をするのが非常に難しいこともございますので、新しい技術等も今後期待しているところでございます。

こうした課題がいろいろありますが、今回の計画に策定に当たりましては、関係業界へのヒアリング等も含めて、いろいろな情報を整理して、建設リサイクルの促進に向けて効果的な対策を考えていこうと思っております。

望月利樹委員 新しい計画が、さらにそのリサイクル率を高め、またリサイクルの質を高めていただきたいということを期待します。

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第68号 平成27年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(中部横断自動車道について)

望月勝委員 現在、中部横断自動車道は、近年の予算も相当額の金額がついてきております。全線の工事進捗を見ても相当急速に進んでいる状況でございますが、全沿線の中部横断道の工事の進捗状況をお伺いしたいと思います。

乙守高速道路推進課長 中部横断道路の増穂以南の進捗状況ですが、NEXCO、国交省とも用地取得率が99%、未取得用地は4件で、NEXCO区間が2件、国交省の区間が2件となっております。平成27年度中には収用の裁決される予定です。

続きまして工事ですが、NEXCOの施工区間の県境から富沢間では、延長割合で95%の工事発注済みです。また、同じNEXCOの増穂から六郷間は延長割合で100%の工事発注済みです。

新直轄区間の4月末の段階での富沢、増穂間は、事業費割合になりますが、約66%の進捗となっております。新直轄区間に、トンネルが19本ありますが、全て発注済みです。

また橋梁は41橋ありますが、そのうち未着手が4橋のみとなっており、着実に工事が進捗している状況です。

望月勝委員 平成29年度末の完成予定ということでございますが、大野部長さんにお聞きしたいのは、今後建設の進捗によってはインターからインターの間の、部分完成した国の直轄関係、中日本などを含んだ中で、部分開通、また活用というものに対して、地域の皆様、期待しているわけがございます。そうしたインターからインターの部分開通した、特に直轄の無料区間において、そうした考えがあるかどうかお聞きしたい。

大野県土整備部長 全線NEXCO、国の新直轄区間含めて、29年までの供用ということになりますが、県としましては、1区間だけでも、1年でも早く供用できるように、国にこれまでも要望してきたところでありまして、これからも変わらずに要望していきたいと思っております。

望月勝委員 大野部長からそうした答弁いただいて安心したわけですが、地域の皆様、非常にこれを期待しておりますし、また利活用という面でも、区間の部分開通、また部分供用に非常に期待しておりますから、ぜひ、国にも、また中日本にも強く要望していただいて、お願いしたいと思います。

(建設業の担い手対策について)

鈴木委員 午前中から予算審議の中で、土木費という厳しい予算の中にあると思うんです。近年見ますと、建設の投資等が急激に減少してきているということと、その中で競争の激化が進んでいる。建設業の経営を取り巻く環境も大変厳しく悪化して、非常に建設業者が疲弊をしている状況にあるわけがございます。このため、現場の技能の労働者の高齢化、あるいは若年の入職者の減少といった構造的な問題が生じているように感じます。そして中長期的には建設工事の担い手が不足しているということが懸念されているわけですが、こうした中、現在及び将来にわたって、建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の育成を目的として、いわゆる担い手3法というものの昨年改正されておまして、本年4月から本格的に実施されていると聞いております。そこで、このことに関して幾つか質問するわけでございます。

そこで、このことに関して、まず担い手3法について、どのような改正が行われたのか、まずお聞きをしたいと思います。

藤森技術管理課長 担い手3法というのは3つ法律がございます。1つ目が公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法、それから公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、いわゆる入契法、それから建設業法のことでございます。

改正した点でございますが、まず品確法は、インフラの品質確保と、その担い手の中長期的な

育成のために発注者の責務が義務づけられております。例とすれば予定価格の適切な設定、あるいは低入札価格調査基準の適切な設定、計画的な発注、それから円滑な変更設計などでございます。それから入契法につきましては、ダンプ対策の強化と適正な施工体制の確保のために入札金額の内訳の提出の義務づけや施工体制台帳。従来、3,000万円以上の下請で提出が義務化されておりましたけど、これが全ての工事で提出の義務化になっているところが改正されております。建設業法につきましては、建設工事の担い手である建設業者のほうの担い手の育成・確保を明確に求めること等が改定により明記をされているところでございます。

鈴木委員

今聞いたように幾つか改正点がありましたが、これを踏まえて重要な取り組みの1つが、発注者が行う予定価格の適正な設定になります。特に公共工事の発注者が一方的に設計金額を減じて予定価格を決める、いわゆる歩切りというものでか。これは基本的には法律違反だと思うんですが、撤廃に向けて取り組みが必要だと思うんです。国が実施した調査で調べてみますと、都道府県や市町村の中で、1,788団体のうち約4割、757団体が歩切りを実施したと報告をされております。この歩切りについて本県はどのような状況になっていたのか現状をお聞きしたい。

藤森技術管理課長 昨年度、国で地方公共団体を対象にいたしまして、歩切りの実態について調査を行っております。まず県の発注工事は、歩切りというのには行っておりません。それから県内の市町村でございますけれども、調査の結果、10団体が歩切りを行っているという報告でございます。このうち慣例や財政健全化のために歩切りをしているというのが4団体、そのほか端数調整をしているのが6団体でございます。端数処理につきましては、極めて少額である場合は、これはやむを得ないものとされております。

こうした中、慣例や財政健全化のために歩切りを行っていた4団体につきましては、今年度からは歩切りはしていないということを確認しております。

鈴木委員

予定価格に関してもう1点お聞きしたいんですが、予定価格について、市場における取引価格を適正な価格として反映する必要がありますが、予定価格が、要は実勢価格と差異のある、これは乖離しているということですか。そんな中で入札の不調が非常に多いということを知っているんですが、このために労務あるいは資材、それからこれらの実勢の取引価格や、施工の実態などを的確に反映して、積算を行って、適正に予定価格を設定することが必要だと思うんですが、この点について、県として、予定価格をどのような形の中で積算をしているのかお聞きしたいです。

藤森技術管理課長 県は予定価格設定におきましては、国の積算方式に準じまして、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算をしております。このうち労務費につきましては、国が毎年10月に行っている労務費調査をもとに、翌年度の4月に単価改定を出しております。ここ2年間におきましては、労働市場の実勢価格をより適切に反映するために2カ月前倒しをして、2月から新単価を適用しております。

次に資材単価でございますけれども、資材単価は幾つかの方式がございまして、生コンや石材類につきましては、県が独自に調査した単価を適用しております。それから鋼材や燃料費などの資材につきましては、市販の物価資料等の単価を参考に適用をしております。これにつきましては、毎年定期的に単価改定を行っておりますけれども、前の月より5%以上の変動があった場合は適宜改定を行っております。

これ以外の資材につきましては、使用数量や搬入先といった現場条件を考慮いたしまして、随時調査を行うことで、実勢価格を反映した価格を提示しております。

鈴木委員

次に、先ほど言った担い手3法のうち改正の重要な項目の1つになると思うんですが、担い手の育成・確保の取り組みについてですけれども、建設業は地域経済の雇用を支えるインフラの維持管理、災害対応、それから除雪業務を行うなど、地域社会の維持に不可欠な役割を担っていることは承知しております。

最近、工事現場を支える、先ほど申した技能の労務者、それから技術者の入職者が非常に激減している中で、建設生産を支える技能や技術の創出とともにインフラの維持管理、あるいは災害対応に支障が生じるおそれが出ていると聞いております。今後、建設業の担い手の確保のために若手の入職者の確保を進めることが不可欠ではないかと思うんですけれども、県では具体的にどのような取り組みを今実施しているのか、お伺いしておきます。

笹本建設業対策室長 建設業における担い手、若者の確保の対策は重要でございます。その中で、まずは建設業、会社に入っていたいたいた若年技能労働者の定着を図ることが一義的に大事だろうということで、昨年度から若年技能労働者を対象にしました現場で求められます基本的な技術や技能、こういうものを習得するための教育訓練を本年度も引き続き実施していく予定であります。これに加えまして本年度はやまなし建設業応援プロジェクト事業という総合的な対策事業を立ち上げまして、建設業全体のイメージアップを図りながら新規就労を促進するというような事業を予定しております。

内容的には高校生や大学生を対象としましたインターンシップ、あるいは地域社会において建設業の果たす役割、重要でありますので、このような建設業の果たす役割を理解していただくための広報活動を実施する予定であります。また、これに加えまして、公共工事の請負のために必要な経営事項審査がございます。この中で若手技術者を育成・確保する、そういう建設業者を評価するために、この4月から若手技術者の雇用について加点対象としているところで。

藤森技術管理課長 総合評価落札方式においても若手入職者の促進について考慮しております。平成25年4月より総合評価落札方式で発注する土木一式工事において、若手技術者を担当技術者として配置した場合、企業に関する評価の加点も行っております。これは豊富な実績を有していない若手技術者の登用を促すことで、技術力の向上や継承につなげていくということでございます。

鈴木委員 建設業の担い手の確保というのは大切なことだと思うんですが、技能労働者の処遇の改善も、必要ではなかろうかと思うんですが、県では適正な労働賃金の確保や、それから社会保険の加入に向けて取り組みを進めていると聞いておりますけれども、県が具体的にどのような取り組みを実施しているのか、最後に聞いておきます。

藤森技術管理課長 労務費につきましては、最新の実勢単価を反映した労務単価を適用することで、公共工事の施工者が適正な利潤を確保でき、公共工事の従事者の賃金の改善が図れるようにしております。なお、急激なインフレーションなどで賃金の変動が生じた場合は、インフレスライド条項を適切に適用することで、対象工事の請負金額を速やかに変更するようにしてまいります。

笹本建設業対策室長 社会保険加入に向けての取り組みの部分についてお答えいたします。若者が建設業への入職を避けるのは、労働内容にしては給与水準低いという部分がまずございます。また最低限の福利厚生であります社会保険に未加入の企業もあるということも大きな原因の1つではないかと言われております。このため平成24年11月から国、県を通して社会保険加入に向けての取り組みを進めております。具体的には建設業の許可、あるいは更新。更新は5年に1回。これと、あと経営事項審査。この際に加入状況について確認を行いまして、未加入の場合には加入に向けた指導を行っているところであります。

また昨年は県の社会保険労務士の御協力をいただきまして、県内5カ所におきまして社会保険制度のあらまし、あるいは加入義務等について、建設業者を対象に説明会と相談会を開催しているところで。

#### (県道中下条甲府線について)

猪股委員 2点ほど質問させていただきます。県道中下条甲府線についてですけど、中下条甲府線の池田地区は歩道が狭く段差もあるため、地元から歩道整備の要望があると聞いています。また東海高校から北側は歩道もなく、歩行者は側溝の上を歩いているということも聞いております。非常に危険な状態でありまして、現在、城西高校入り口付近は拡幅整備中ではありますが、引き続き整備

を延伸するのか、この計画についてお伺いします。

丹澤道路整備課長 まず、現在の工事をしております城西高校入り口付近の工事の内容については、荒川にかかります長松寺橋、これは老朽橋でございます、耐震性も満たしていないということで、まず橋梁の架け替えを含めまして前後の道路改良をしているというところでございます。

西へ向かっての延伸ということでございますが、橋梁の取り付け道路として橋詰めから約250メートル区間を、現在の事業で進める予定でございます。ここの整備につきまして、また数年ほどかかる予定でございますので、その後、この先をどうするかという改良的な整備として考えていくのかなと思っております。

高井道路管理課長 歩道整備ですけれども、今、丹澤課長が説明したように、長松寺橋がある程度形が見えてくれば、近隣の方々も歩道がこうなるというイメージが湧いてくると思います。歩道設置の場合は構想段階から極めて難しく、特に人家が非常に多いところ、大きい建物があるところは、我々説明してもイメージが頭の中に湧いてこないというのもありまして、そういう意味では改良計画後には、イメージが湧いてきますので、新たな考え方に進展できると思います。

猪股委員 城西高校から西に向けての工事は大分時間がかかるということだと思います。それから、その先の話ですけど、これは私の地元の舗装をよく見てもらえばわかりますとおり、舗装の継ぎ目で大型車が通るたびにバウンドするんですよね。それで、地震のように揺されると聞いています。それから交差点の周りですけど、アスファルトがよじれているということを感じております。

その中で側溝改修の対策、または溝ぶたを県へ依頼しても、昔の側溝には溝ぶたが合わないのので溝ぶたのがたつきなどを痛切に感じています。

このような状況から道路舗装の補修を行う基準、県としての予定、そういうことに関してはいかがでしょうか。

高井道路管理課長 まず舗装の件でございます。このところ、暑さも関係していると思うんですけども、交差点部前後でわだち掘れになるパターンが基本的に多いです。あるいは継ぎ目とかでも音が出たり振動があったりしまして、その原因がまちまちで、横断歩道の白線でさえも音が出る場合があります。そういった情報なりパトロールで見つかったときは、まず現場に行って、その原因を調べます。その上で対策できるものはするようにしています。

その際、1つの観点として大切なのは、地域間のバランスはとるようにしています。というのは、1つの路線の中で、ここは良くなったけど、こっちもあっちも良くしてとなる、その辺は担当者が全体のバランスを見ながら、できるところは工夫するようにしています。ですから、そういった基準というのは現実には持ってはおりません。

側溝についてですけれども、かたかた音につきましては、道路の横の、いわゆる路肩にあるもので、車が通ってかたかたするものについては、基本的に手をかけていません。人が歩いて、その時点で音がするようなもの、例えば角が欠けているとか、丸くなっているとか、そういうものにつきましては直ちに補修するようにしております。

猪股委員 今回の答弁の中で、車が通るたびにがたがたいうなら、人が歩いててもがたがたいうんですよね。だから、県で、先ほど言ったように溝ぶたのサイズが合わないなら、これは将来的にはV Sに切りかえなきゃならないが、この計画があるかどうかということなんですね。

道路を横断するには横断歩道ないし普通のところを渡りますよね。我々は車社会で車ですから、道路は動かないという解釈ですが、一番肝心なことは、道路を横断するときに、アスファルトのよじれは普通に見てもわからないんですよ。これを、例えば高齢者が道路を渡るときにつまずく可能性がある。自分が歩いて痛切するから質問させていただいているんですね。

この件については今後、舗装の補修サイクルや優先度など、道路の側溝に対して県の計画等があるのかどうか、その辺を伺いたい。

高井道路管理課長 県としては年次計画といいますが、そういうものは持ってございません。ただ、側溝のV S

化については、きょうやろうとしたら今年できるという代物じゃなくて、例えば御要望とか、あるいは我々のパトロールでわかったときには、まず地域の人と話して、そこをやらせてくれるかも含めて話をした後、来年度の予算に反映するなどの形をとります。

**(貢川の河川改修について)**

猪股委員

私も地元のことなので努力してみたいと思っていますから、よろしく願いいたします。

あと1点。今度の質問は貢川の河川整備について質問させていただきます。貢川の河川工事が当初の計画どおりに進んでいないと聞いていますが、長塚橋の架け替えについては甲斐市の予算負担もあります。この辺について、工事のおくれや計画変更による市民、地元に対する影響はどのようなものなのか、お伺いします。

水上治水課長

貢川の河川改修ですが、長塚橋より約200メートル下流の取水堰から、長塚橋の上流にあります甲斐市大下条の勸進橋の手前まで、640メートルを事業区間としまして、平成24年から事業に着手しております。

当初、若干用地交渉等に難航したことから、多少は遅れていましたが、現在、大分取り戻してきておりまして、進捗率、約36%で長塚橋のすぐ下流まで改修が終わってございます。長塚橋の市の財政負担ということでございましたが、現在4メートルの幅員の橋を6.5メートルにするということで、この拡幅部分は甲斐市の負担になります。細かい積算が出たところで市と協議をしていきたいと思っていますが、大枠については甲斐市と調整がとれてございます。

今年度、秋以降、長塚橋の工事に着手したいと考えてございます。

猪股委員

最後になりますけど、ただいま質問させていただいた長塚橋の北側、今までの懸案でありました、すれ違いのできない長塚の第2踏切が、JRが、金は出しませんけど、この1年間かけて拡幅工事をしていくということですから、来春には、この踏切がすれ違いのできる踏切になります。その流れからいくと、今後、長塚橋を架け替えるのに、あまり期間がずれると、地元に対しても、通学路の関係もありますから、子供たちの安全を十分考えていただいて、できるだけスムーズに運んでいただきたいと思います。

今後の事業についての見通しはいかがなものでしょうか、お聞きします。

水上治水課長

長塚橋ですが、今年の秋以降の発注を考えてございます。長塚橋の上流には県の流域下水道の水管橋がございまして、その上流部に仮橋を架けた後、下水道の水管橋と長塚橋を改修して、もとの位置に戻すことにしています。

工期は平成29年度を目標としています。踏切の改良には間に合わないんですけども、平成27年に着手して、3年間ぐらいで実施したいと考えてございます。

**(善光寺の周辺整備について)**

飯島委員

善光寺の通りの案件で、善光寺は今年、7年に一度の御開帳で、長野の善光寺は大変なにぎわいだったと聞いていますが、それに比べて甲府の善光寺は盛り上がり欠けた。比較しても意味はないかもしれませんが、同じ名前の善光寺ということで、皆さんも行ったことあるかもしれませんが、お土産物屋さんの外観の統一感ある善光寺に比べると、甲府善光寺はあまりにも寂しいと、いつも通るたびに思っています。善光寺の西側の街路樹も、特に夜はお化けのような街路樹という感じがしてまして、景観面からの配慮がなされているとは到底思えないと感ずるのは私だけじゃないと思います。そこで、この善光寺の通りを景観に配慮したものに整備することで、本県の観光地としての魅力がもっともっと増進するんじゃないかと。富士山の世界遺産登録によって郡内に観光客がふえる。それをこっちに持ってきたいという取り組みをしているわけですよ。そういうところから整備しないと、善光寺に来ても何だと思ってしまうんですが、景観に配慮したものに整備することで観光地としての魅力が増進すると考えますけれども、その辺についてはどう思いますか。

高井道路管理課長 善光寺の横の県道につきましては、低いのがツゲで、高いほうがカイヅカイブキというもの

で、比較的工夫をしてあるなというのが、実は素直な印象でございます。

ただ、カイツカイブキは、大型車のミラーに引っかかるらしくて、ちょっと刈り込んであるんですね。いわゆる建築限界といいますが、その辺の問題が若干あるんですけれども、植栽につきましては、善光寺の総代さんといいますが、ああいう方々の意見がかなり強いところがございます。もし現状の植木の刈り込みの中で何とか工夫できるものであれば、そうしていきたいと思っておりますが、今のところ県内でも、あれだけの小ざっぱりした植栽というのは、比較的ランクとしては高いほうかなというイメージではあります。

飯島委員

極めて主観的な感想かもしれませんが、そうはいても、お化け的という言葉が皆さん違和感なかったと感じていますので、これを契機に考えていただきたい、問題提起をしたいと思っております。

その善光寺通りを北から地場産業から下って、国道411号と交わりますよね。その危険性について御指摘したいと思っております。東中学校とか、東高校とか、通勤通学の中高生が非常に多くて、国道411号を石和のほうから来て、善光寺のお化けのほうへ行くとき、右側ですね。直進する車があって、道が狭いからよけるようにすると、退避している中高生の自転車がすごい危ないんです。接触するんじゃないかというくらい危ないんですけど、まずそういうことを、状況を知っていますか。

丹澤道路整備課長 善光寺入口交差点というのは、国道411号と県道の善光寺線の交差点ということでございます。現況は、しっかりした右折レーンがとれていない。ポケットレーンみたいな形で右折車が中央線に寄って行って、その脇を乗用車がうまく通り過ぎて抜けれるということでございます。ですから、正規な右折レーンは不備であるということと、現地の歩道が未整備でございますので、その2つの問題、課題があるということで、ここは国と県で、山梨県道路交通円滑化・安全委員会というのを立ち上げておまして、渋滞箇所や危険箇所をピックアップして、問題を議論するという、対象箇所にも入ってございまして、県内に約250カ所ぐらいがピックアップされておまして、その中でいろいろ検討しており、道路の管理者としましても課題のあるということは認識してございます。

飯島委員

私が承知しているのは、中高生の自転車が退避しているあたりが、昔店舗だったかもしれないんですけど、ずっとシャッターが閉まっているんです。だから、現業で営業している場合は話をつけるにも難しいかもしれませんが、そういう環境を見ると、手がかかりやすいかなんて思っています。交通事故が起きてからでは遅いですから、ぜひその点を、すぐに手をつけていただきたいと思っておりますけれども、意気込みをお願いします。

丹澤道路整備課長 課題であるということは重々承知でございます。交差点改良事業というのは、例えば右折レーンを30メートルとるにしても、シフト長とか含めると、前後数十メートルにわたって用地が必要となり、正規の交差点改良となります。非常に大きな買収範囲になるということもございます。手法としては、ここは都市計画道路にもなっておりますので、南側から里吉団地のほうを真っすぐ来て、城東バイパスにぶつかっているところ。あれが、この善光寺線に直行して交差点となるような都市計画設定がされてきたところでございます。抜本的には、都市計画道路があそこに取りつくことが最もいいことだと考えてございます。

ただ、委員御指摘のとおり、喫緊の課題というか、今すぐにも危ないという状況でございます。県におきまして、数年前から、すぐできる交差点改良という、俗称でございますが、路面表示を工夫したりとか、警察にお願いして信号現示の調整をしたりとか、そういう幾つか、すぐ効果のあらわれるというんでしょうか、簡単な手法で効果のあらわれる取り組みもしてございますので、御指摘いただいた点を踏まえまして、区画線をより明確にするとか、例えば路肩にはみ出さないようにカラー化するとか、幾つかの方法は考えられると思っておりますので、工夫させていただきます。今後の対策を練っていきたくて思っております。

(災害時の緊急輸送道路について)

望月利樹委員 先ほどの社会資本整備重点計画の中でもちょっと触れたんですが、災害時の緊急輸送道路の件で、県道市川三郷富士川線の富士橋のかけかえについて質問させていただきます。これは長年の地域の夢でありますし、また本会議場の答弁で架け替えが決まった、前の期ですが、決まった部分ですが。昨年の秋に、それを受けて地元説明会ということで、架け替えの位置などが決定したということで聞いております。その後の調査や設計、進められていると思いますが、現在の進捗状況等をお聞かせください。

丹澤道路整備課長 県道の市川三郷富士川線の富士橋でございます。委員が今お話ございましたとおり、昨年、橋梁架け替えということにつきまして地元説明会を実施いたしまして、おおむね地元からも協力していただけたという結論をいただく中で、おおむねの架橋位置が決まったという段階でございます。

現在、この橋梁の予備設計といまして、橋梁形式とか工法ですね。あと架橋の具体的な位置のほうを決定するために予備設計を進めながら、河川管理者でございます国土交通省と協議をしているという段階でございます。

以前、本会議でも話題になったところございまして、今の橋より、かなりフォーメーションを上げるというんでしょうか、高いところに移すものですから、前後の道路の管理者とも、その高さの協議等も含めまして、今、予備設計を進めているということでございます。

望月利樹委員 地元の協力、また予備設計ということで順次進んでいるということで説明を受けましたが、その完成まで具体的にどのようなスケジュールで取り組んでいくのでしょうか。

丹澤道路整備課長 先ほど申し上げました予備設計の成果を踏まえまして、今度、実際に事業化という手続に入っております。県の事業につきましては、すべからく公共事業評価という手続を踏んで、新規に事業化するという手続が入っております。今後、この予備設計の成果を踏まえまして、その準備を進めてまいりたいと思っております。

想定でございますが、この事業化が図られれば、早速にも橋梁の詳細設計を進めていくということと、あと橋梁工事では必ず必要な河川法の許認可とか、あるいは橋梁架け替えでは架橋位置が変わりますので、前後の取り付け道路の用地調査とか、そういうものを進めていきたいと考えております。

今の目標でございますが、来年度事業着手、再来年以降には工事ができるようなスケジュールで進めていきたいと考えています。

望月利樹委員 本当に財政状況厳しい中、中部横断道、リニアというさまざまな重点投資が必要なものもある中で、この富士川にかかる富士橋、ハイウォーターが水位を超えてしまうと、もう老朽化しているということで、富士川にかかる橋梁の中でも数少ない老朽橋であると考えております。可能な限り早期の工事着工、完成を目指してほしいですが、最後、意気込みを聞かせてください。

丹澤道路整備課長 何とか早期の事業化を図っていくということがございます。先ほど言い忘れましたが、やはり橋梁前後の用地の取得等、今から地元で御協力いただきながら進めなければいけないわけがございます。それが事業進捗にも大きく影響してくるのではないかなと考えておりますので、今後引き続きまして、地元で丁寧でわかりやすい説明をして、早期事業化を目指してまいりたいというところでございます。

(土砂災害防止法の改正について)

清水副委員長 今まさに50年に一度の大災害が鹿児島で起こっておりまして、毎年このような災害、繰り返されておりますけれども、今年の1月に土砂災害防止法の改正というものが実施されたと聞いております。この改正の中身、どんな改正がされたのかということと、山梨県の、その改正に対する対応状況を御説明いただきたいと思っております。

保坂砂防課長 本年1月に土砂災害防止法の改正がされました。これは昨年度の広島県の災害を受けて、問題点を把握した中で改正されたものでございます。主な改正点につきましては、住民に土砂災害の危険性の認識をしていただくということで、土砂災害警戒区域等の指定を促進させる。そのために基礎調査の結果について、結果がわかったらすぐ公表するということがうたわれております。

また、土砂災害警戒情報について、これは避難勧告等につながる情報でございますが、この情報が確実に関係市町村の首長さんに伝わる。そして一般の方にも周知される。こういうことが都道府県に義務化されたことでございます。

本県におきましては、平成23年度までに土砂災害警戒区域など指定が完了していること、また土砂災害警戒情報が発表された折には、県の建設事務所等を通して、市町村に電話などで通報しているとともに、一般の方にはテレビ、ラジオ、県のホームページなどの方法で現在も周知している。そういうことで、今回の改正では新たな対応はないと考えております。

しかし、今後も市町村などと連携しまして、確実に土砂災害に関する情報が伝達されるよう取り組んでいきたいと考えております。

清水副委員長 一番重要なことは、こういった情報発信がタイミングよく、その該当地域に発信されるというようなことだと思うんです。特にこれからは高齢化社会が急速に進んでいきますので、その発信された情報が確実に届くというのがすごく重要だと思うんです。ですから、どんなタイミングで、どんな方法で、その情報発信がされていくのか。そういうところがポイントになると思うので、その辺についての御見解をお話しいただけますか。

保坂砂防課長 土砂災害、この危険性が高まったときには、気象庁等共同で土砂災害警戒情報、先ほど避難勧告等の情報ということでありますが、それについて発表された折には、市町村にファクス等で確実に伝えるとともに、市町村にも地域の防災無線等を通して言うていただくということがあります。

また最近では、こういった方もテレビとか、よく見られますけれども、テレビのデータ放送や、携帯電話等々のメール配信など、いろいろな方法、いろいろな手段を用いて、何回も、何重にといい形の中で情報を伝える方法を進めているところでございます。

中村委員 土木、予算がないので大変だと思う。苦労していることはよくわかっているんですが、実は今現在、中央道の関係で、いよいよ東京オリンピックが開催される。それを受けて中央道の小仏トンネルの問題について、これ、山梨県だけじゃなくて、東京都、神奈川県それぞれ協議をして事業を進めていくんだらうと思うけれども、この関係についての見通しについてはどうですか。率直にお伺いします。

乙守高速道路推進課長 本年3月に国による首都圏渋滞ボトルネック対策協議会において、別線トンネルの整備による上り線の付加車線の設置という渋滞対策が決定しました。今後は、高速道路会社による上り線の速やかな事業着手、及び下り線の渋滞対策を検討するよう国にお願いしてまいります。

中村委員 要望していくということだけとその辺の見通しはどれぐらいなのか。オリンピックまで間に合うのか、間に合わないのか。

乙守高速道路推進課長 小仏トンネル付近の渋滞対策が別線トンネルによる整備方針であり、そのトンネルの延長が、2キロメートルから3キロメートルと聞いております。山梨県側においては、トンネル手前に200メートル以上の橋梁が必要となるため、技術的、一般的な見地から、5年以上はかかるのではないかと考えております。

中村委員 5年以上。

乙守高速道路推進課長 オリンピック開催時までではなく、なるべく早く事業化するよう要望して参ります。

中村委員 国への要望は積極的に、ぜひやってもらいたいと思います。それとあわせて、今、環状線の関係。東回り、それからもう1つ北部。この北部区間については国の直轄事業です。これは総額、北部区間についてはどのぐらいかかるのか。そして今後どういう形で北部区間を進めるのか。これをまずお聞きしたい。

乙守高速道路推進課長 北部区間は、笛吹市広瀬インターから甲斐市宇津谷までの全線17キロメートルです。全体事業費は、約1300~1500億円と国から聞いているところです。

県としては、北部区間の未事業化区間の12キロメートルを含め、北部区間全線について、平成39年のリニア開業までに整備が必要と考えており、昨年来から一貫して国に要望しております。

特に優先する区間として西関東連絡道路と既に事業中の東部区間の連携強化に資する広瀬ICから甲府市桜井IC間の事業化を国に要望して参ります。

中村委員 北部区間の、今のところ見通しが全然ないということだな、はっきり言って。見通しはどうか。

乙守高速道路推進課長 昨年度、新規要望いたしましたが、今年度の新規事業として採択されておりません。

中村委員 進捗はないね。

乙守高速道路推進課長 平成39年のリニア開業までに、新山梨環状道路・北部間の全線の整備が必要と考えており、来年度の新規事業化を要望して参ります。

中村委員 北部区間について、これは国の直轄事業だから大変なことはよくわかっている。ただ、県を挙げて、この北部区間についてはやっていかないと、もうこれは本当に北部区間については我々長い間、懸案事項として、ほとんど見通し、解決されてきていないというのが現状です。さっき話聞いたら、1,300億円から1,500億円かかるということでしょう。これが、北部区間が、もしやるとすれば、これは膨大な金だよ。だから、国の直轄事業でやってもらう以上は、県としては、これは相当、国へ対して働きかけをしていかないと、なかなか難しい問題だと思いますよ。それについてはどうですか。

乙守高速道路推進課長 直轄事業として、中部横断道・増穂以南は、平成29年度までの全線供用に向けて整備を進めております。長坂以北は、計画段階評価が終了し環境影響評価の手続きを進めております。事業全体の進捗もあります。北部区間は平成8年に地域高規格道路の調査区間に指定されて以来、事業化に向けた手続きを進めていますので、県としても強く働きかけて参ります。

中村委員 それで、東部区間のね、今現在、いろいろと努力していることはよくわかるんだけど、東部区間については大体総額どのぐらいかかるんですか。

丹澤道路整備課長 東部区間につきましては、今、1期、2期と合わせまして7.1キロメートルが事業化となっております。この7.1キロメートルを暫定2車線で整備するというので今、事業のほうを進めてございまして、おおむねでございますが、事業採択時の試算でございますが、約350億円程度を総事業費として想定しております。

中村委員 東部区間については、笛吹の広瀬地区まで7.1キロメートルということで、350億円ということで2車線をという計画で今やっている。見通しとして、さっき高速道路課長、話したんだけど、リニアの開通の平成29年前までには東部区間は開通すると。それで、なおかつ、北部区間についても、それに向けて今努力しているということの解釈でいいのかな。

丹澤道路整備課長 はい。委員御指摘のとおりでございまして、東部区間につきましては、リニア新駅への重要

なアクセス道路という位置づけでございます。今回の補正予算におきましても必要費を計上するなどしまして、リニア開通までには完成させるという大きな目標を持って今後取り組んでいくつもりでございます。

中村委員

わかりました。それで、県の県土整備部長をやっている国の関係者は、今までは大体、河川課出身の人たちがほとんどだった。しかし大野部長は、国土交通省の中でも道路の関係では初めて山梨県の県土整備部長として来ていただいているわけです。したがって、大久保技監、それから大野部長には、県を挙げて北部区間の問題について努力していただきたいという思いです。我々議会の立場でも、しっかりサポートしていくつもりではあります。そんなことで、ぜひ山梨県の大きな骨格事業の1つになっておりますので、努力をしていただきたいと思います。部長は、その辺はどうですか。

大野県土整備部長 新山梨環状道路の北部区間の新規事業化について、今年は不退転の決意で取り組んで参ります。知事、甲府市長、笛吹市長、及び西関東連絡道路の沿線の市長と、力を合わせて、国に要望していきたく思っております。

リニア開業までに県が国に要望している事業は、中部横断道の増穂以南、中部横断道の長坂以北、中央道の小仏付近の渋滞対策、新山梨環状道路の北部区間です。全て膨大なお金がかかる事業ですが、全て大事です。1つも落とさずに、事業化を図り、リニア開業時までには完成することを目指して頑張っていきたいと思っております。御支援をよろしく願いたします。

#### (山梨県の景観に関する地域づくりについて)

清水副委員長

私どもの山梨県は、森林とか、水とか、空気とか、すばらしい資源を保有しているんですけども、それが100%生かされていないというのは、誰しも感じているところだと思うんです。そのためには地域の意見とか、NPO団体の意見とか、そういった多種多様な意見の吸収で、そういうところをいろいろ突破口にやっていくということも非常に必要だなと思っております。

将来的には、今、富士山が世界遺産になったように、地域遺産みたいなものが山梨県の中にあちこちに生まれるといったようなことを思いながら、山梨県の長期景観展望ですね。そういったものをどんなふうに描いておられるのかということについて、お伺いしたいと思います。

長田美しい県土づくり推進室長 副委員長の御指摘のとおり、地域活性化のためには、その地域の持っている美しい自然環境とか、文化とか、伝統とか、そういったものを保全しまして活用していくということが重要だと思っております。そういったことから、美しい自然とか、美しい農山村、里山の風景とか、そういったものを貴重な財産、あるいは資産というように認識をしております。そういった保全に取り組んでいるところでございます。

それから、委員の御指摘にもありましたが、そういう取り組みに当たりましては、行政ばかりではなく、地域に愛着を持つ地域の方々、あるいはNPO等の協働によりまして、地域の主体となる、持続性のある景観づくりというんですか、そういうものが重要じゃないかと思っております。

清水副委員長

私も地元で自治会をやっております。自治会を活性化したり、景観づくりをしたいなと思っても、できることとできないところがあって、こういった意見を県が取り入れていただくとか、すてきなというのは多々ございます。ですから、そういった多様な意見をいかに吸収するかというのが、前進できる大きなエネルギーになるかと思っておりますので、今後ひとつ、そういうところにも力点を置いて業務推進をお願いしたいと思います。

以上

土木森林環境委員長 杉山 肇